

2009 年 4 月吉日

雇用保険料率変更のお知らせ

ミツイワ情報株式会社 サポートセンター
電話 03-4360-3115
(土日祝日を除く 9:30~17:00)
FAX 03-4360-3112

拝啓

時下ますますご清栄のことお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

すでにご存知のこととは存じますが、**平成 21 年 4 月分**から雇用保険料率が改定されます。

ご使用頂いております給与計算システムの雇用保険料率データ変更が必要になります。

次頁の手順書をご参考の上、データ修正作業をして下さいますようお願い申し上げます。

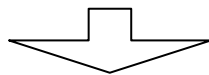
料率の変更処理は、4 月支給の給与計算前に行ってください。

敬具

(記)

<旧雇用保険料率>

事業種類	個人負担	法人負担	全体
一般の事業	6.00	9.00	15.00
農林水産(清酒製造の事業)	7.00	10.00	17.00
建設の事業	7.00	11.00	18.00



<新雇用保険料率>

事業種類	個人負担	法人負担	全体
一般の事業	4.00	7.00	11.00
農林水産(清酒製造の事業)	5.00	8.00	13.00
建設の事業	5.00	9.00	14.00

※料率の数値は、分母を 1,000 としたときの値です。

詳しい操作手順は、次頁の「雇用保険料率変更に伴う修正手順書」を参照して下さい。

雇用保険料率変更に伴う修正手順書

(1) 雇用保険料率の変更(雇用保険料率を設定して控除している場合)

- ① メインメニューより「システム情報」(「マスタ 1(F7)」タグ)を選択します。
- ② 「システム情報」より「システム基本 2」タグを選択し、修正モードにして「雇用保険料率」の「個人負担」「法人負担」のそれぞれを修正(それぞれ分母が1,000のときの分子値を入力)します。

※複数社運用されているお客様は、会社毎に設定を変更してください。

雇用保険料率	0.000	0.000
	4.000	7.000

※注意

4月給与振込前の状態で雇用保険料率を修正する場合は、給与データ登録画面にて「再計算」を実行して下さい。
新料率で、雇用保険額が算出されます。

(2) 雇用保険料を手入力で設定している場合の変更

- ① メインメニューより「基本マスタ個別登録」(「マスタ 2(F8)」)タグを選択します。
- ② 「基本マスタ個別登録」より「時間外・通勤・保険」タグを選択し、「雇用保険」が手入力になっている方を修正モードにて「雇用保険」の「個人負担」「会社負担」のそれぞれ金額を修正します。

雇用保険	個人負担	法人負担
2	0	0
	0	0
	0	0
	0	0
雇用保険額	3,360	4,830

※注意

月次給与計算完了後、雇用保険額を修正する場合は、給与データ登録の修正モードで「雇用保険」項目のデータを直接個人毎に手入力して下さい。
基本マスタのデータ修正をして給与データ登録で再計算をしてもデータは、修正されません。

以上